

シンガポールの華人社会における^{せんべん}剪辮論争 ——異質な人々の中で集団性を維持するための諸対応——

(東京大学大学院) 篠崎 香織

I. はじめに

1898年1月末から2月にかけて、シンガポールの華人¹⁾社会では、剪辮——辮髪を切ること——をめぐって大論争が巻き起こった。1898年1月26日にストレート・タイムズ (*Straits Times*) が「改革するバババ²⁾ (*Reforming Babas*)」(ST 1898.1.26)と題した記事を掲載し、一部の華人が剪辮を決意したことを報じたのが、論争の発端であった。ストレート・タイムズには剪辮に関する投書が殺到し、2月に入ると華語新聞『叻報』³⁾でも剪辮に関する議論が繰り広げられるようになった。

華人の剪辮に関して清末の中国における事例を、すでに(劉(1990))や(吉澤(2003))が論じている。両者の見解は、中国の人々は清朝を打倒してこそ明るい未来があると見ていたとするか、あるいは未来に向けて多様な構想を模索する中で結果的に清朝打倒に向かったとするかにおいて、異なっている。劉は剪辮を、東アジアに近代化の波が押し寄せる中、異民族支配を打倒してこそ中国の近代化が可能であると考えた人々の、清王朝からの決別の表明と捉えている。一方吉澤は、剪辮は「野蛮」から脱却し、世界から尊重される新しく強い中国を作りたいという願望の表れであり、当初は清朝体制内でも試みられ、必ずしも清朝打倒に直結するものではなかったが、のちに結果として清朝打倒を後押しする原動力になったと見る。吉澤は剪辮を、20世紀初頭から辛亥革命までの間の時期に噴出した多様なナショナリズム(吉澤の言葉では愛国主義)の表れの一つとして位置付けている。ここでは中国におけるナショナリズムは、中国の人々が『中国』という国(ま

たは、それに相当するもの)に強い帰属意識を感じ、その将来を憂え、危機にどう対処するのかという議論・運動」(吉澤(2003), p.18)と定義される。

一方で両者は、「なぜ辮髪を切るのか」のみを問題とし、剪辮という行為に近代性や開明性を見出す点で、見方を共有している。いずれの研究も剪辮に消極的・否定的な人がいたことに触れているが、彼らが「なぜ辮髪を切りたがらなかったか」についてはほとんど説明していない。唯一指摘されているのは、「髪には魂が宿っている」といった民間信仰が根強かったということである(劉(1990), p.211; 吉澤(2003), p.150)。劉は、東洋における断髪への抵抗を「長期間にわたる封建制度が作り出した停滞的・閉鎖的な精神風土と、それによって培われた因習の力」に帰している(劉(1990), p.211)。吉澤は、20世紀初頭の中国における多様なナショナリズムに「個人が主体性を持って自らが構成員となるべく政治秩序を構想していった事態の切実さ」(吉澤(2003), p.6)を見出し、その一例として剪辮を取り上げた。この構図においては、剪辮支持者は主体性を持つ個人として位置付けられる一方で、剪辮反対者は主体性に欠ける個人として対置されることになる。

中国の剪辮運動そのものを論じることは、筆者の手に余りあるものである。本稿は、劉や吉澤の見方ではシンガポールの剪辮論争を捉えきれないことを、指摘するに留めておく。シンガポールでは、剪辮に反対する声が圧倒的に多かった。剪辮に反対したのは、華人大衆からも植民地政府からもシンガポールの華人社会において指導的な立場にあると認識されていた人々で、中にはイギリス

留学の経験がある者もいた。剪辮反対派の論理には、伝統的世界観を反映するものもあったが、シンガポールで異質な人々と隣り合って暮らす中で、自分がどう扱われるかという問題意識に基づくものもあった。反対派の論理を民間信仰の根強さだけで片付けてしまうのは、いささか無理がある。

本論は、シンガポールの剪辮運動における剪辮支持派と反対派双方の論理を追い、いずれの主張も「個人が主体性を持って自らが構成員となるべく政治秩序を構想」した結果として論じていく。またその際、必ずしも中国という国家の未来に結び付けて議論が行われたわけではなかったことも見ていく。

具体的には以下のように議論を展開する。Ⅱでは、剪辮論争における剪辮賛成派の論理とその背景を整理する。東アジアの知識人が広く影響を受けた社会進化論と、華人系英国臣民として認知を得ようとする心情が、剪辮の主な動機であったことを示す。Ⅲでは、剪辮反対派の論理を考察する。その論理は、華人の社会関係が損なわれるという点と、自分がどの民族 (nationality) に属すかわからなくなるという二点に集中していた。密接に絡まりあうこれらの二つの論理を、それぞれ読み解いていく。

本論の議論はすでに述べたように、シンガポールの華人に限定するものである。だが本論で提示する事例が、様々な地域における華人としての集団性の自覚と、その自立を実現・維持するための

多様な試みを論じる上で、何らかの視点を提供できれば幸いである。

Ⅱ. 剪辮賛成派の論理

1. 社会進化論の影響

19世紀末から20世紀初頭にかけて、社会進化論は一つの時代の精神であった。人間社会における「自然淘汰」や「適者生存」、「進歩」といった概念が様々な地域で個人の思想に影響を及ぼし、とりわけ東アジアの知識人に大きな影響をもたらした (小野川 (1969) ;永積 (1980))。中国では、生存競争や進歩のための一方策として、剪辮が主張された (吉澤 (2003) ,p.129)。シンガポールの華人青年も同様の問題意識に基づき、剪辮を唱えた (明石 (1980))。Libertas Et Pietasを名乗る投稿者は、「世界の中で華人が適正な位置を得るべく動くのは今なのだ」 (ST 1898.1.27) として剪辮の必要性を訴えた。またA Chinamanと名乗る投稿者は、剪辮によって「民族の進歩を妨げる華人の全ての慣習・習慣の改革を誓ったグループに属することを示す」よう呼びかけた (ST 1898.1.28)。

シンガポールの華人青年が生存競争や進歩という概念に触れ、意見交換・交流の場としたのが、華人学究会 (Chinese Philomathic Society) と『海峡華人雑誌 (Straits Chinese Magazine)』であった。華人学究会は1896年3月に設立され、1897年9月の時点で会員数は35名を数えた (Anonymous (1897e))。会員の多くは華人青年であったが (表1-参照)⁽⁴⁾、タン・ジャクキム (Tan Jiak Kim : 陳若錦)⁽⁵⁾やシ

表 1

名 前	出生年	出生地	学 歴	職 業
Ong Soon Tee (王順智)	1871	シンガポール	ACS	商人
Song Ong Siang (宋旺相)	1871	シンガポール	RI, ケンブリッジ大学	弁護士
Lee Choon Guan (李浚源)	1868	シンガポール	私教育	海運・保険・銀行業
Tan Boo Liat (陳武烈)	1874	シンガポール	RI	資産家
Chan Kim Boon (曾錦文)	1851	ペナン	PFS, 馬尾水師学堂 (福州)	翻訳家

注：Song (1984), 柯 (1995) をもとに作成。ACSはAnglo Chinese School, RIはRaffles Institution, PFSはPenang Free Schoolをそれぞれ意味。

ア・リアンシア (Seah Liang Seah: 余連城)⁽⁶⁾など既存指導者の支持も得ていた (Anonymous (1897b))。同会では、音楽会や小旅行などのレクリエーション行事、討論会や講演会、勉強会などが催された。『海峡華人雑誌』は、華人キリスト教徒協会の会員がロンドン文学協会の雑誌を模して作った雑誌に、華人学会が合流する形で1897年3月に創刊された (Song (1894), pp.295-296)⁽⁷⁾。同誌は「海峡生まれの人々の知的活動を促し、混沌とした状況にある彼らの世論を何らかの明確な結論に導く」べく、「海峡植民地を故郷とする様々な人種 (races) の慣習や社会生活、民俗、歴史、宗教に関して有益な事柄や、興味・好奇心を誘う事柄を議論する場を提供する」ことを目的とした (Anonymous (1897a), p.2)。

これらの活動の中心となっていたのは、リム・ブンケン (Lim Boon Keng: 林文慶)⁽⁸⁾であった。リムが1897年3月に華人学会で行った講演「われわれの敵」には、「進歩」や「発展」という言葉と共に、「民族の存続 (national existence)」という言葉がしばしば現れる。リムは、世界は民族の闘争 (struggles of the nations) (Lim (1899), p.23) にあると認識していた。その闘争に生き残るためには、個人は何らかの民族 (nation) に属し、民族の生存を確保することによって、個人の生存を確保する必要があると考えた。

リムは自らが所属する民族の範囲を、海峡植民地の華人に設定した。リムは、海峡植民地の華人は華語を通じて中国の古典や文学に触れることによって、マレー的な環境にありながらも民族としての一体性を維持してきたと考えた (Lim (1897), p.54)。民族として一体性を誇る華人の反対にある概念は、「マレー語を母語とし、当地訛りの英語を教育言語とする雑多な人々 (miscellaneous crowd)」 (Lim (1897), p.55) であった。リムは、自分が所属している集団が「雑多な人々」になりさがり、民族としての一体性を失って離散し、個人は個人

としてしか存在せず、世界の生存競争に参加する資格を失うことを危惧していた。

リムは、そのような危機がすでに急速に近づきつつあると憂慮していた (Lim (1897), p.54)。リムによればその背景はこうである。海峡植民地の華人は従来のしきたりを破り、華語を教えないまま子弟を英語学校に送っている。だが子弟が西洋文化の影響を受けて祖先の教えに背くことを恐れ、西洋文化の習得を商業的用途に限っている。そのため華人子弟は、「ヨーロッパの諸民族 (nations) を野蛮から最高の文明に引き上げた哲学や科学」から遠ざけられている (Lim (1897), p.53)。その結果、華人子弟は華語を忘れ、生半可な英語や知識の習得に留まっているのであった。

そこでリムは海峡植民地の華人に、改革の急務性を説いた。まず、教育改革が必須とされた。リムは、華人はまず華語を学び、中国の古典や文学を通じて儒教の精神を吸収すべきだとした。これは「われわれの民族の存続にかかわる問題」 (Lim (1897), p.55) なのであった。さらに、欧米の教育方法に基づき「数学や科学を含めたより自由な学習課程」を導入し、「大英帝国の華人、あるいは全ての親が子供に残すことができる最高の遺産」として、「良質の英語教育」を子供たちに伝えるべきだとした (Lim (1897), pp.53-55)。

宗教・社会慣習の改革も急務とされた。祖先から受け継いできた宗教の長所を維持しつつ、他の宗教に教え導かれる所があればそれを学ぼう説いた。宗教生活から全ての迷信、不可視なものへの恐怖を取り除き、自分と異なる人々に対して寛容であるよう努め、嬰兒殺しや纏足などの悪習を廃し、冠婚葬祭を簡素化すべきだとした (Lim (1897), pp.55-58)。

リムの活動は、シンガポールの華人青年に世界の生存競争や進歩という観念を普及させ、改革の急務性を広く認識させた。それが剪辮運動の一背景を成していた。ただし、剪辮論争以前に、リム

や華人学究会参加者が公然と剪辮を主張したことはなかった。リムは後に「諸民族の社会的・商業的闘争において二流の位置に甘んじ」ないよう、社会改革の一環として剪辮を唱えた (Lim (1899), p.23) が、それは1899年以降であった。

2. 英国臣民としての地位

1897年9月頃から華人学究会には、改革のペースをめぐって意見の相違が生じ始めた。一部の若手会員は、改革を前進させるには進歩派と保守派を区別する必要がある、そのために何らかの決定的な手段を即刻取るべきだと主張し始めた。これに対して、改革は不可欠であるが、非常に慎重に進められるべきだとする意見もあった (Anonymous (1897e))。

剪辮が公然と議論され始めるようになったのは、光緒二十三年末(光緒二十四年一月一日は1898年1月22日)頃であった。ウィ・ティアムテウ (Wee Theam Tew: 黄天宙)⁽⁹⁾は、陰暦正月の数週間前に華人商人会 (Chinese Merchant's Club)⁽¹⁰⁾の会合で剪辮問題が取り上げられ、何度も議論が重ねられた結果、2,3人の強烈な剪辮支持者が大晦日に剪辮を行うことを提案したと語った (ST 1898.1.31)。『叻報』も、陰暦の年末にシンガポール生まれの華人がひそかに会合し、大晦日に剪辮し、清朝に対して不服の意を示すことを議論したと伝えた (叻報 1898.2.1)。

改革を急がねばならないという意識が、1898年1月に剪辮という主張に結びついた背景には、1897年12月に起こったクンイオン (Khun Yiong)⁽¹¹⁾事件の影響が考えられる。この事件を見る前に、シンガポールの華人青年の中には、大英帝国臣民の一員として競争に参加することが最も有利だと認識し、華人系英国臣民として自己の存在を正当に認知されたいという欲求を抱いていた人が少なからずいたことを、確認しておく必要がある。

海峡植民地に生まれた華人は、出生によって英

国国籍を付与されており、英国臣民として名乗ることが可能であった。中国で出生した華人が英国国籍に帰化することも、難しいことではなかった。1890年代末の海峡植民地では、英国国籍を持つ者は民族的背景がいかであっても、個人の努力次第で英国臣民として正当な認知を得ることができ、全て平等・同等に扱われうると信じられ始めていた。

イギリス人官僚は当時、英国国籍を持つ華人に対して、英国臣民として権利を享受するならイギリスに忠誠を誓い、義務を履行せよと盛んに求めた。イギリス人官僚Hareは1897年1月に華人学究会で行った講演で、「シンガポールでは英国臣民として、中国では中国の臣民として振舞ってはならない。……二つの役割を演じ、二つの忠誠を持つとうとすれば、失敗が運命付けられている。……イギリスと中国の間でシーソーのように揺らげば、あなた方の統治者も中国生まれの華人も、あなた方を嘲笑の対象と見なすだけである」と述べ、英国国籍を持つ華人に対してイギリスへの一元的な忠誠を求めた (Hare (1897))。

権利を享受したいなら義務を履行せよという論理は、義務を履行するから権利を与えろという論理にも正当性を与えるものであった。『海峡華人雑誌』には、いかなる民族的背景を持つ者であっても大英帝国の憲法に心から誠実たろうとし、女王陛下に忠誠を誓う限り、女王の忠実な臣下として特権を得る資格があるとの主張が見られた (Anonymous (1897d))。また、海峡植民地を開拓するために華人は何十万もの命を犠牲にして貢献し、海峡植民地に大きな利益を持っているため、海峡植民地の他の民族と同じように扱われるべきだとの訴えも現れた (Anonymous (1897f))。剪辮論争とはほぼ同じ時期の1898年3-4月には、「大英帝国と自らの故郷を守り、英国臣民としての揺るぎない権利を明確に示す」べく、シンガポール義勇軍に華人部隊を設置しようという試みがなされ

た (Anonymous (1898a))¹²⁾。

だがこうした主張は、華人系英国臣民という存在がまだ十分に正当な認知を受けていないと認識されているからこそ、なされるものであった。1897年12月のクンイオン事件は、華人にその事実を確認させた。

クンイオンは、出生によって英国国籍を持つシンガポール出身の華人であった。彼は廈門でドイツ企業に訴えられ、中国での不動産を没収された。ドイツ領事はクンイオンに2万ドルの保証金を求め、彼がそれを拒否すればその身柄を中国の官吏に引き渡し、投獄すると迫った (Song (1984), p.301)。クンイオンは廈門のイギリス領事に保護を求めたが、イギリス領事はクンイオンが中国滞在の登録を行っていないことを理由に、彼を英国臣民と認めず、保護を拒否した (ST 1897.12.7)。

英国国籍を持つ人物が国外でイギリス領事の保護を求める場合、出先のイギリス領事を訪ね、住所と氏名を登録する必要があった。だがそれは帰化によって英国国籍を得た者に限られ、出生による英国臣民はパスポートを所持しているだけでよかった。クンイオンは出生による英国臣民で、パスポートを所持していた。そこで、海峡植民地政府に嘆願書を送り、北京のイギリス大使に対し、自身が出生による英国臣民であることを証明するよう陳情した (ST 1897.12.7)。海峡植民地政府は駐北京イギリス大使にその旨を伝え、クンイオンの保護を求めた。これに対してイギリス大使は、クンイオンは廈門に定住し妻も家族もあり、通常中国の臣民として通っており、英国臣民が所有を許可されていない内陸部の不動産を所有しているため、英国臣民として認めないと返答した (ST 1897.12.16)。

この事件では、出生による英国臣民であっても、イギリスの保護を受けられるとは限らないことが認識された以外に、駐北京イギリス大使が1868年10月7日に発布した古い通告が想起されたことも

重要であった。この通告は、華人が中国風の衣服を着用していると英国臣民か清朝臣民か識別できないため、中国で華人系英国臣民が中国風の衣服を着用している場合、それを保護しないとしたもので、同年11月13日に海峡植民地の官報にも掲載された。クンイオン事件が報道された当初シンガポールでは、駐北京イギリス大使の判断はこの通告に基づくものだと推測された (ST 1897.12.8; Anonymous (1897g))。当時、中国で事業を行う華人系英国臣民で、中国風の衣服を着用しない者はほとんどおらず、この通告は有名無実化していた。だがクンイオン事件を通じてこの通告が掘り起こされ、それがまだ正式に廃止されていないことが確認された。大英帝国の威光と保護の下で世界の生存競争に参加する時、中国風の服装はその威光と保護を無効とする可能性が認識された。

こうした一連の過程を経て1898年1月までに、大英帝国臣民の一員として正当な権利を主張するには、剪辮は必要不可欠だと考える華人が現れた。A Straits-born Chineseと名乗る投稿者は、海峡植民地の華人は女王の下に統治されており、清朝への服従を示す辮髪を残せば二人の主人に仕える罪を侵すことになるとし、どちらの主人と運命を共にするか決意すべきだと論じた (ST 1898.1.28)。A Chinamanは、イギリスの国旗の下で海峡植民地に生まれた華人は全て英国臣民であり、全ての特権を享受する権利がある一方で、英国臣民に課される全ての義務を履行しなくてはならないとした。そして、中国の韃靼人王朝 (Tartar dynasty in China) に対する隷属の印である辮髪をつける限り、華人は政治的に異常な立場に置かれるため、剪辮が必要だと主張した (ST 1898.1.28)。

だが1898年1月の時点では、結局は誰も辮髪を切らなかったようである。『叻報』は、剪辮の提案はなされたものの、「幸い現実とはならなかった」と伝えている (叻報 1898.2.1)。ウィ・ティ・アムテウは、1月27日の華人商人会の会合では、

出席者十数人のうち半数が剪辮を行い、改革を行うことが予想されたが、結局は「改革を強く信じている者でさえ実験的な試みを行わなかった」と語った (ST 1898.1.28)。Not a babyと名乗る投稿者は、友人と話し合った結果15対2で剪辮が支持を得たが、誰が最初に剪辮を行うかが問題となり、リム・ブンケンやその仲間たちがまず手本を示すべきだとした (ST 1898.1.28)。

リムは1898年1月の時点では、剪辮を行わなかったようである。ストレート・タイムズはリムをインタビューし、「リムはこの件に対して非常に寡黙で、変化は来るべきものであるが、徐々にゆっくりと起こらねばならないと語った」と報じた (ST 1898.1.27)。また、辮髪は切り落とすべきものだが、立法参事会 (Legislative Council) ⁴³議員在任中は決して剪辮を行わないとリムが語ったことを、タン・ジャクキムが伝えていた (叻報 1898.3.10)。

Ⅲ. 剪辮反対派の論理

1. 「父子兄弟夫婦を全てばらばらにする」

剪辮反対派の論理には、「大清化外の民となり、中原に再び帰れない」(叻報 1898.2.3)として、清朝との関係で剪辮を捉えるものもあつたが、反対意見の主流を成すものではなかつた。反対派の論理において主流を成した議論の一つは、剪辮が既存の社会的関係を損なわせるというものであつた。これは華人の伝統的世界観と関係していた。

剪辮は、「若者が一党を成し、親戚や旧友との連絡を断ち切る」ことを意味し (叻報 1898.2.3)、「父子兄弟夫婦を全てばらばらに」し、「家庭に亀裂が生じ」る事態を招くとみなされた (叻報 1898.2.1)。また「倫理道德 (綱常) を損なう発端であり、罪の先駆け」(叻報 1898.2.1)であり、倫にもとり、法に背き、民心を惑わし乱す「妖言」(叻報 1898.2.2)と批判された。この論理の背景には、海峡植民地において剪辮という行為が、辮

髪をもつ人々との人間関係に対して行う、ある種の意志表明として認識されていたことと密接に関係していた。『叻報』に掲載された以下の議論に、それを読み取ることができる。

シンガポールはイギリスが管轄しており、人々はみな自主権を持つ。辮髪を嫌い、切りたくて自分で切ることを、誰が阻止できようか。シンガポールで生まれ育つた人々を見てみると、辮髪を捨ててマレー人になる (入穆拉油籍) 人もいる。その理由は様々である。生計を立てる手立てがなくなり、衣食の資とする場合もある。借金がかさみすぎて逃亡する人が逃げ場とする場合もある⁴⁴。マレー人女性に心を動かされ、改宗してそれを妻にする場合もある。これらは正しい教えから大きく逸脱する (大乖雅化) が、自分で望んだものであるため、誰にもそれを阻むことは出来ない。だが無知な子弟をうまい口車で騙して辮髪を切ることは、正しい教えを大きく損なう (大壊雅化) ものである (叻報 1898.2.1)。

シンガポールにおいて華人が辮髪を切ることは、全くないわけではなかつた。剪辮は、既存の社会関係を断ち切り、他の社会関係の中で生きていくことだと認識されていた。剪辮は基本的には個人の自由であるが、二つの点で望ましからぬ行為であつた。

第一に剪辮は、華人の伝統的世界観に反した。中国の伝統社会では、人の死後、靈魂は死者の体を離れて幽界に入り、現世に生きる子孫から送り届けられる食物や衣服、金銭などに支えられて、幽界での生活を始めると信じられていた。祖先祭礼とは、これらのものを祖先の靈魂に届けることを意味した。靈魂は幽界で安定した生活を送れないと、現世に来て人々に危害を与える。そのため後嗣を絶やさず、祭礼を維持しなければならな

った(丸尾(1993) pp.10-18)。人は死や苦しみなどの宿命性を説明し、受け入れるための枠組みを宗教として体系化し、永続的なものに自らを帰属させて自己確認を試みてきた。シンガポールの多くの華人にとって祖先祭礼は、そのような枠組みなのであった。

辮髪を切ってマレー人として生きる場合、それはムスリムになることを意味した¹⁵⁾。イスラム教を信奉すれば、祖先崇拜は行われなくなる。それはキリスト教に改宗しても同様であった。剪辮は「人々をキリスト教に導き、祖先の信仰に背く教条を教える」行為としても非難された(ST 1898.1.28)。剪辮は、「祖先の御霊を忘れ、祖先に背き、礼儀からはずれ、人と人との関係を冒瀆する」(叻報1898.2.2)ものなのであった。

第二に、辮髪を持つ人々の社会から離脱する人が増えれば、辮髪を持つ人々の数は減り、一体性も弱まることになる。このことは、華人の民族性の弱体化につながりうる問題として意識された。これは、以下で見る論理と密接に関わるものであった。

2. 「どの民族(nationality)に属することになるのか？」

剪辮反対派の間で主流を成していたもう一つの論理は、辮髪を切ってしまうと、民族性が主張できなくなるというものであった。タン・ジャクキム(既出、注5参照)は、剪辮を「全くのお笑い種だ」と語り、誤った道に導かれたか、改革の妥当性を判断するには若すぎる青年による、わずかな少数派の企てと位置付けた。タンは、華人がひとたび自分の人種(race)に固有な印を捨ててしまったら、一体どの民族(nationality)に自らを位置付けたらいいのか分からなくなるとした。中国で英国臣民として認識されるように、剪辮に利を見出す考え方があるが、中国に行く一握りの人々のために全ての人々が辮髪を捨てなくてはな

らないのは理解できないとした。それよりも、華人のモラルや教育の発展を考慮する方が先決だと語った(ST 1898.1.27)。

ウィ・ティアムテウ(既出、注9を参照)とリー・チェンイェン¹⁶⁾も、タンと同様の論理で剪辮に反対した。ウィは、辮髪は華人固有の印であり、政治的に非常に重要だと主張した。辮髪を失うと、海峡華人はヨーロッパ人でも華人でもない何か他のものになってしまい、民族性(nationality)を主張できなくなってしまうとした(ST 1898.1.28)。

Cheah Kee Eeなる投稿者は、「辮髪が隷属の印だとすると、誰が主人なのか？中国の皇帝も辮髪をつけているが」と指摘し、辮髪は清朝皇帝への忠誠の印ではなく、中国から海峡植民地にもたらされた古い慣習に過ぎないとした。アジアの人々(the peoples in Asia)は、「シャム人の黒く塗った歯、ビルマ人の独特の髪の結い方、アンナン人の黒い長いコート、マレー人のサロンとクリス、アラブ人の丈の長い着物とサンダル、韓国人の髪飾りと竹の帽子など、それぞれに固有の印を持ち、民族性を示している」ように、華人も辮髪を通じて民族性を示し、アイデンティティを維持すべきだとした。Cheahはまた、インド人兵士はターバンを巻いていても英国女王のために勇敢に戦ったとし、自分が英国臣民であることを感謝する限り、「民族的付属品の重さは、英国臣民としての忠誠心を失わせるものではない」と主張した(ST 1898.2.1)。

これに対して剪辮支持派は、「辮髪のない華人は華人にあらずという子供じみた議論は、笑いを誘うものだ」(ST 1898.1.27)とか、「服装や髪型をどんなに変えても、華人は民族性において華人のままである」(ST 1898.1.28)などと反論した。また、脱民族化(denationalization)は望んでおらず、華人が華人の線に沿って進歩することを望んでいる(ST 1898.1.27; 1.28)と訴えた。辮髪はそもそも「韃靼人」が漢族に押し付けた風習であり、

華人固有の印ではないとの指摘も多かった（ST 1898.1.27; 1.28; 1.31）。

だが、剪辮に対する理解はほとんど得られなかった。『叻報』には、シンガポールの福建系コミュニティ（閩幫）と潮州系コミュニティ（潮幫）がそれぞれ頼りにしているタン・ジャクキムとシア・リアンシア（既出、注6を参照）は、剪辮の出所を徹底的に調べ、次世代に害を残さないよう手段を講じるべきだとする投書が寄せられた（叻報1898.2.2）。この投書に反応するかのように、タンとシアは2月4日にリム・ブンケンと面会し、シンガポールの華人は剪辮に憤っているため、剪辮を行ったり、剪辮を促す会を結成したりしないようにトリムに告げた（叻報1898.2.10）。

3月9日には華人諮詢局（Chinese Advisory Board）（表2—参照）⁽⁷⁾の会議が開かれた。タンは「華人の風俗教化に関する事柄について、本局は意に介していないと批判されないよう」会議を招集したと述べ、局員の多くが剪辮を不適切と思うなら、運動の指導者に対して運動の中止を強く勧告すべきだとした。シアは、「剪辮は3,4人の少年が提唱した一時の盛り上がり過ぎず、しばらくすると自ずと臍をかむ思いをするに違いない」と述べ、タン・ジャクキムに同意した。ウイ・キムヤムは、華人護衛官（Chinese Protector）⁽⁸⁾も剪辮を支持していないこと、国ごとに定められた規則に背けば民の怒りを招きうること、国ごとに固有の服装があるから一見してどこの国の人か

表2 1898年華人諮詢局メンバーと1898年3月9日の会議出席者

方言 集団	名前	出席	出生年	出生地	職業	他要職
福建	タン・ジャクキム	○	1859	シンガポール	商人	JP, MC, PLK, LC
	リム・ブンケン		1869	シンガポール	医師	JP, MC, PLK, LC
	Lee Cheng Yan (李清淵)	○	1841	マラッカ	金融・貿易・不動産	JP, PLK
	Gan Eng Seng (顔永成)	○	1844	マラッカ	貿易・海運業	PLK
	Goh Sin Kho (吳新科)	○	n.d.	n.d.	製材業経営	n.d.
	Lim Ho Puan (林和坂)	○	1841	福建省龍溪県	海運業	JP, PLK, 海港局
潮州	シア・リアンシア	○	1850	シンガポール	プランテーション	JP, LC
	Wee Kim Yam (黄金炎)	○	1855	シンガポール	アヘン・酒精専売	JP, PLK
	Chua Tsz long (蔡子庸)	○	1847	広東省澄海県	商人(絹、米、砂糖、陶磁器)	—
	Tan Yong Siak (陳永錫)		1831	広東省潮安県	商人(布、米、籐、ゴム)	—
	Lau Chiang Yi (劉長意)		1848	シンガポール	商人	PLK
広東	Ng Kwai Pho (吳夔甫)	○	n.d.	n.d.	n.d.	PLK
	Yau Ngan Pan (邱雁賓)	○	1863	シンガポール	海運・保険・銀行業	JP, PLK
	Liong Mau Sau (梁敏修)	○	n.d.	広州市(帰化)	木材商人	MC
	Tchan Chun Fuk (曾全福)		1849	ペナン	パン製造	JP, PLK
客家	Lim Ah Sam (林亜三)	○	n.d.	n.d.	商人・海運業	PLK
	Ho Jun Khin (侯順金)		1879	バンコク	弁護士	—
海南	Wang Joon Siang (王潤祥)		n.d.	n.d.	n.d.	n.d.
	Han Kui Phong		n.d.	n.d.	n.d.	n.d.

注：叻報 1898.3.10, Report 1898, 柯 (1995), Song (1984) などをもとに作成。JPは治安判事, LCは立法参事会メンバー, MCは市政局メンバー, PLKは保良局メンバー, n.d.はデータなしをそれぞれ意味する。

認識できることなどを理由に、剪辮に反対した。華人諮詢局の決定は、剪辮不支持で一致した(叻報1898.3.10)。

3. 民族性を失うことの代価

民族性を失うと、どのような問題がありうるのか。民族固有の印を示し、一目で何人が識別できるようにしておくことが、なぜ重視されるのか。これについて以下の主張に注目したい。これは、1903年にペナンで剪辮論争が起こった際、その発端となった投書である。

辮髪を切った海峡生まれのババは大勢いる。彼らの思慮のない先例に従う人は、まだたくさんいるのだろうか。彼らは死んだ時、一体どこに墓地に埋葬されるのか。私の知る限り、バトゥ・ランチャン(Batu Lanchang)とエルスキン山(Mount Erskine)¹⁹⁸の墓地は、辮髪のある華人のためだけに留保されており、ヨーロッパ人や日本人、ムスリムなど辮髪のない人々のためものではない。彼らは一体どの民族に属すのか、説明していただけないだろうか？もし華人(仏教徒)なら、なぜ辮髪がないのか(If Chinese (Buddism) why have they no queue?)(SE 1903.11.16)。

ペナンやシンガポールでは、宗教や民族ごとに墓地が留保されていた¹⁹⁹。自分が望むような方法で死後の儀礼が執り行われるには、自分がどの宗教や民族に属しているかが認識され、その宗教や民族に割り当てられた墓地に埋葬される必要があった。墓地に限らず、異質な人々が共存する中で、それぞれの文化や宗教に見合った扱いを受けるには、自分が何人かが他者に容易に認識された方が、都合がよかった。

このことを示すようにA Chineseは、海峡植民地の人々は辮髪がないババも真の華人であることを知っているが、外から来た人は例えば日本人など

と間違ふかもしれないから、辮髪のない華人は一目で華人と分かるような印を帽子につけておくべきだと提案した。A Chineseによれば、ヨーロッパ人や日本人も髪を切ったが、一斉にそうしたため民族性を提示しえたのであった。一方華人の場合は、一部の人々が慣習を捨てているので問題なのであった(SE 1903.11.19)。A Chineseがこだわっていたのは、華人が何らかの形で集団性を維持し、提示することであった。そのさしあたりの手段が、辮髪なのであった。

海峡植民地において華人は、他のアジア系住民²⁰⁰に比して、多くの権限を得ていた。華人の関わる事柄に関して意見を表明しうる諮問機関として、1890年に華人諮詢局が設置された。他のアジア系住民は、そのような諮問機関を久しく持たなかった²⁰¹。また華人は1869年以降、立法参事会にも代表を送り出していた。一方、他のアジア系住民は1923年まで代表を送り出すことはできなかった。華人が民族としての一体性を弱め、民族として主張できなくなれば、これらの権限や、墓地をはじめとして華人のために留保されている様々な設備が、全て失われうると認識された。ウィ・ティアムテウが辮髪を「政治的に非常に重要なもの」と表現したのは、こうした認識が背後にあったためである。

『叻報』は、西洋人官吏や商人は、剪辮の提唱者たちは気が狂って物事の本質が分からなくなり、そのような行いに至ったと軽蔑して笑うだろうと書いている(叻報1898.2.1)。中国では、辮髪が外国人の笑いを誘い、それが差別につながるという認識が、剪辮の一背景を成していた(吉澤 2003:154)。これに対してシンガポールでは、辮髪を切ることが外国人の笑いを誘うと認識されていた。それは、剪辮が華人の民族性を失わせ、その結果華人が享受しているものを失うことに繋がると認識されたからであった。そのような行為は愚考であり、笑われても仕方のないものであった。

リム・ブンケンが剪辮に対して、非常に慎重な姿勢をとっていたにもかかわらず、華人学会や『海峡華人雑誌』での指導性が広く認識されていたため、剪辮運動の中心人物と目された。リムへの批判は高まり、ついには彼の個人的背景を誹謗する張り紙が町に登場するまでに至った(ST 1898.3.14)。リムは1895年から立法参事会の議員を務め、1898年8月にその任期が終了することになっていた。ストレート・タイムズでは、リムの再任をめぐって賛否両論が戦わされた(ST 1898.8.8; 8.13; 8.16; 8.17; 8.19)。最終的には、1898年8月20日にリムの再任が決定した。『海峡華人雑誌』は、政府はいかなる集団にも影響されることなく華人議員を任命したと評価し、リムは今や海峡植民地における華人諸集団全ての代表者として認識されるべきであり、同胞の利益を全力で守っていかねばならないと締めくくった(Anonymous (1898b))。

この前後にリムも新たな対応を見せていた。1898年5月末にクー・セオックワン(Khoo Seok Wan: 邱菽園)と『天南新報』を創刊し、華語メディアに関わり始めた。華人学会は「好学会」という華語名称を得て、1899年8月以降『天南新報』で、会員の募集や講演会の告知を頻繁に行った。リムはまた1899年10月に、『日新報』を創刊した。リムのこれらの行動は、華語メディアも通じて自らの主張をより広範な人々に伝え、華人の代表者として広く認知を得ようとする取り組みと読むことができる。

V. 結論

19世紀末のシンガポールの華人青年は、世界が生存競争の中にあると認識していた。個の自立を維持するには、民族を形成して競争に参加する必要があると考え、華人という集団性が設定された。さらに、大英帝国という枠組みの中にそのまとまりを位置付け、華人系英国臣民として競争を生き抜こうとした。大英帝国の認知を受けるには、大

英帝国に唯一無二の忠誠を誓い、「韃靼人王朝」への服属の印である辮髪を切り落とす必要があると考えた。華人のまとまりは、華語や中国の古典や儒教を通じて維持されるべきだとした。

一方剪辮反対派は、シンガポールで隣り合って住む異質な人々の存在を意識し、彼らとの関係において自分がどう扱われるかを考えた結果、剪辮は不利益をもたらすと判断した。剪辮は、辮髪を持つ人々の社会関係から離脱し、他の社会関係の中で生きていく意思表示だと認識されていた。それは第一に、祖先祭礼を絶やし、辮髪を持つ人々の結びつきを損なう行為と批判された。第二に、辮髪を持つ人々の社会関係から離脱者が増えればその一体感は弱まり、諸民族がひしめき合う世界で民族性を主張できなくなり、海峡植民地で辮髪を持つ人々のために留保してあるものを喪失しうると考えられた。

剪辮推進派も、慎重派も、反対派も、「雑多な人々」に成り下がることへの危惧を共有していた。それをどう回避するかにおいて、それぞれ異なる対応を見せた。シンガポールの剪辮論争は、個人が主体性を持ち、自らが構成員となる華人という集団性のあり方を、異質な人々との関係性において構想した結果であったのだ。

シンガポールの華人の場合、自立を求める個が連帯した人間集団としての民族と、その自立を具体的に実現する政治秩序や政治制度・機構を持つ主体の一つである国家の範囲は、一対一の対応関係にはなかった。どの範囲で民族を設定し、その自立を実現・維持する政治制度・機構をどの範囲に求めるかは、レベルの異なる個別の問題であること、また民族の範囲と国家の範囲は、相互に折衝を繰り返す中でそれぞれ絶えず変化し得ることを、確認しておきたい。

[付記] 本稿は平成14年度国際交流基金次世代フェローシップの成果の一部である。記して謝意を

表したい。

[注]

- (1) 華人という語は一般に、「中国国民ではなく中国国外の居住国の国民として生きる人」という意味が込められることが多いが、本稿では ethnic Chinese の意味で使う。華僑との使い分けはせず、中国の華人や台湾の華人という表現も可能とする。先行研究の引用などで「中国国民ではなく中国国外の居住国の国民として生きる人」という意味を持たせる必要がある場合は、「華人」と括弧付きで表記する。
- (2) ババ (Baba) とは、マラヤ地域で生まれた華人男性を指し (女性はニョニヤ: Nyonya), 華人男性とマレー人女性との混血も少なくなかった。現地生まれの華人を指す言葉には、プラナカン (Peranakan) や海峡華人 (Straits Chinese) という語もある。これらの語を、特定の文化的特徴の有無によって厳密に区別する議論もある (Clammer (1980), Tan (1988), Leo (2002)) が、本稿が対象とする20世紀初頭のシンガポールでは、いずれも現地生まれの華人を指す語として互換的に使われていた。
- (3) 富裕な海峡華人一族を出自とし、香港や上海で活動した買弁の See Ewe Lay (薛有礼, 1851-1906年) が、1881年にシンガポールで創刊した華語新聞 (Chen (1967) ,pp.24-53)。
- (4) 第一回年次総会 (1897年3月) で選出された役員は、会長: リム・ブンケン, 副会長: ソン・オンシアン, 事務局長 (臨時) Ong Soon Te, 会計: Lee Choon Guan, 委員会: Wee Cheng Watt, Chan Kim Boon, Tan Boo Liat, 名誉会員: A. Lamont (Anonymous (1897b))。このうち、経歴が分かる人物については表1の通り (リムについては注8を参照)。
- (5) 1859年シンガポール生まれ。祖父 Tan Kim Seng (陳金声) と父 Tan Beng Swee (陳明水) は、マラヤ地域の福建系コミュニティおよび華人社会の指導者として認識された有力者。ジャクキム自身もキムセン商会を受け継ぎ、富裕な商人として、シンガポールの福建系コミュニティおよび華人社会全体を代表する指導者として、華人大衆からも植民地政府からも信頼を得ていた。1889年にシンガポール市政局局員 (Municipal Commissioner) に、1891年に治安判事 (Justice of the Peace) と華人諮詢局局員に任命されたほか、1890-94年と1902-1915年に立法参事会の議員に任命されるなど、植民地政府の要職を務めた (Song (1984) ,p.194-199; 柯 (1995) ,p.85)。
- (6) 1850年シンガポール生まれ。父親はガンビール・プランテーション経営で成功を収め、「ガンビール王」と呼ばれた潮州系コミュニティの有力指導者 Seah Eu Chin (余有進)。リアンシアは父の事業を受け継いだほか、パイナップルの缶詰製造・販売で富を築いた。1885年に治安判事に任命されたほか、1883-90年に立法参事会の議員を務め、1890年以降華人諮詢局局員を務めた (Song (1984) ,p.212-214; 柯 (1995) ,p.105)。
- (7) 1部50セント、年間購読 (年4回発行) 1.5ドルで販売。ペナン、マラッカ、クアラ・ルンプールにも販売人が存在した (Anonymous (1897c))。『海峡華人雑誌』に掲載された論文や記事はストレート・タイムズに掲載されることも多く、その内容は同誌の読者以外にも広く知られるところであった。1907年12月に、資金不足により停刊 (Song (1894) ,p.296)。
- (8) 1869年シンガポール生まれ。福建系廟内の私塾から政府系の学校に移り、それ以降英語教育を受けた。1887年に女王奨学金を得てエディンバラ大学に留学、医学を修め1893年にシンガポールに戻り開業した。1895年に立法参事会議員に任命された。リムに関しては、Khor (1958), 明石 (1980), 李 (1990;2001), 山本 (1995) などを参照。

- (9) 1866年頃シンガポール生まれ。ラッフルズ学院で教育を受け、イギリスに留学。1897年に法廷弁護士の資格を得てシンガポールに戻り、法廷弁護士・事務弁護士として開業。1901年には市政局メンバーに任命された (Song (1984), p.274)。
- (10) 1897年 5 月頃、シンガポールの華人商人が設立。イギリス人の Merchant Club 同様、イギリスの方針、規則、選挙規約に則っており、会長は Khoo Seok Wan (邱菽園)。他にリム・ブンケンやタン・キムヤムなども参加していた。
- (11) (Song (1984) ,p.301) では O Khun Yiong。『叻報』は、1897年12月の事件発生時は「羣雄」、1898年 7 月に総督の通告を掲載した際は「胡昆雍」(叻報1898.7.20) と記した。
- (12) 華人であっても正当な英国臣民であるという自己主張は、1900年の海峡華人英国臣民協会 (Straits Chinese British Association) の設立で一つの形を得た。また義勇軍に華人部隊を設置する計画は、1901年に実現した。これらに関しては (篠崎 (2001)) を参照。
- (13) 立法参事会は、法令の改正・制定や予算案作成の際、海峡植民地総督が諮問を行う機関。植民地官僚からなる行政参事会 (Executive Council) の官職議員と、総督が民間から任命した非官職議員で構成された。各議員は議決権を持ち、予算作成の際に予算配分を希望する案件を提示し、法令案の修正を要求することができた。1898年当時の立法参事会の非官職議員は、ヨーロッパ人 6 人と華人 1 人で構成された。1869年に Hoo Ah Kay (胡亞基) が議員に任命されてから1923年まで、立法参事会の華人議員は シア・リアンシア (1883-1890年)、タン・ジャクキム (1890-94年, 1902-1915年)、リム・ブンケン (1894-1902年, 1915-1921年) などシンガポールの華人が代々務めた。
- (14) クルアーン第 9 章60節は以下のように述べている。「施しは、貧者、困窮者、施しの事務を管理する者、および心が真理に傾いてきた者のため、また身の代金や債務救済のため、またアッラーの道のために率先して努力するもの、ならびに旅人のためのものである。これはアッラーのおきてである。アッラーは全知者・英明者であられる」(日本ムスリム協会訳)。マレー人になりムスリムになることが「衣食の資」となり、借金から逃れる方策となりえたのは、改宗者や債務者は慈善行為の受給者であり、ムスリムの義務の一つであるザカート (喜捨) による救済の対象だからである。
- (15) 15世紀初頭にマラッカ王国が、スルタンを頂点とした、イスラム教と在地の慣習法に基づく統治システムを確立して以降、ムスリムとなってスルタンの統治を受け入れた人はマレー人と呼ばれるようになった。マラッカ海峡周辺およびボルネオでは次第に、「ムスリムになる」とことと「マレー人になる」ことは同義となり、マレー語を話すムスリムとマレー人との間の境界線は曖昧になっていった (Milner (1995); 西尾 (2001); 弘末 (2004))。本稿の対象とする19世紀末のシンガポールでは、ムスリムとマレー人は一括りに扱われ、その中ではアラブ人やインド系ムスリムが優位な立場にあった。1921年に、立法参事会のアジア人議員増員に伴い「マレー人」議席の設置が決定すると、「純粋なマレー人」がムスリム/マレー人コミュニティの代表たるべきだという主張が現れ、マレー人概念が明確化していった (Ariffin (1993), Roff (1994))。
- (16) 経歴は注16の表を参照。1883年に商用でバーミンガムやグラスゴーを訪れた際、グラスゴーの地元紙に「海峡植民地からイギリスを訪れた最初のイギリス生まれの華人」と報じられた (Song (1984) ,p.110;214)。
- (17) 海峡植民地政府は、秘密結社の有力者を通じ

て華人コミュニティを管理していたが、1889年に秘密結社を非合法化した。それに伴い、華人コミュニティと意思疎通を図る新たな場として、華人護衛官を長とする華人諮詢局をシンガポールとペナンに設置した。1898年の華人諮詢局メンバーと、同年3月9日の会議の出席者は表2の通り。

(18) 秘密結社や華人移民の管理・保護を目的として1877年に設置。イギリス人官吏がこれを務めた。

(19) バトゥ・ランチャンは、ペナンの行政・経済の中心であるジョージタウン市から北東約6kmのところと位置し、エルスキン山は同市から南西約6kmのところと位置する。

(20) 1887年に制定された埋葬地・火葬場法令 (Burials Ordinance) は、墓地や火葬場の造営・運営は、海峡植民地総督から許可を得ることを義務付けていた。総督はまた、「民族 (nationalities) や宗教的しきたりを考慮して」、埋葬地や火葬場として使用するのに適切な場所を提供することが出来た。

(21) シンガポールにおけるアジア系住民の人口は、1901年当時、華人 (Chinese) 16万4041人、「マレー人とその他の島嶼部出身者 (Malays and other Natives of the Archipelago)」3万6080人、「タミル人とその他のインド出身者 (Tamils and other Natives of India)」1万7823人。ペナンはそれぞれ9万8424人、10万6000人、3万8051人。なお、これらのカテゴリーを指す語として使われているのはnationality (Census (1901), p.19)。

(22) 例えばMuslim Advisory Boardは、第一次大戦中に設置された (Roff (1994), p.160)。

[参考文献]

一次資料

公文書

・ Census, 1901, "Table VI, Abstraction of the Colony,

Shewing the Population in Each Settlement", J. R. Inners, Report on the Census of the Straits Settlements Taken on 1st March 1901.

・ Report, 1898, Annual Report of Chinese Protectorate.

新聞

・ SE: Straits Echo.

・ ST: Straits Times.

・ 『叻報』

雑誌記事・論文

・ Anonymous, 1897a, "Our Program", *Straits Chinese Magazine*, 1 (1), March, pp.1-2.

・ ——, 1897b, "Chinese Philomathic Society", *Straits Chinese Magazine*, 1 (1), March, p.32.

・ ——, 1897c, "Notice", *Straits Chinese Magazine*, 1 (1), March, p.33.

・ ——, 1897d, "What is Loyalty?", *Straits Chinese Magazine*, 1 (2), June, pp.71-72.

・ ——, 1897e, "Chinese Philomathic Society", *Straits Chinese Magazine*, 1 (3), September, p.113.

・ ——, 1897f, "The Chinese Abroad", *Straits Chinese Magazine*, 1 (4), December, pp.154-155.

・ ——, 1897g, "British Subject of Chinese Descent", *Straits Chinese Magazine*, 1 (4), December, p.156.

・ ——, 1898a, "Parturient montes", *Straits Chinese Magazine*, 2 (6), June, p.75.

・ ——, 1898b, "The Chinese Member of Council", *Straits Chinese Magazine*, 2 (7), September, pp.118-119.

・ Hare, G.T., 1897, "The Straits Chinese: A Lecture Delivered to the Chinese Philomathic Society on 22nd January 1897", *Straits Chinese Magazine*, 1 (1), March, pp.3-8.

・ Lim, Boon Keng, 1897, "Our Enemies", *Straits Chinese Magazine*, 1 (2), June, pp.52-58.

・ ——, 1899, "Straits Chinese Reform, I. The Queue

Question", *Straits Chinese Magazine*, 3 (9), March, pp.22-25.

二次資料

英語論文・書籍

- ・ Ariffin Omar.,1993, *Bangsa Melayu: Malay Concept of Democracy and Community 1945-1950*, Oxford University Press, Kuala Lumpur.
- ・ Clammer, John R.,1980, *Straits Chinese Society: Studies in the Sociology of the Baba Community of Malaysia and Singapore*, Singapore University Press, Singapore.
- ・ Khor, Eng Hee,1958, *The Public Life of Dr. Lim Boon Keng*, B.A. Honors thesis, University of Malaya, Singapore.
- ・ Leo Suryadinata,2003, "Peranakan Chinese Identities in Singapore and Malaysia", (Leo Suryadinata ed., *Ethnic Chinese in Singapore and Malaysia*, Times Academic Press, Singapore, pp.69-84) .
- ・ Milner Anthony Crothers,1995, *The Invention of Politics in Colonial Malaya: Contesting nationalism and the Expansion of the Pubic Sphere*, Cambridge University Press, Cambridge.
- ・ Roff, William R.,1967:1994, *Origins of Malay Nationalism* (2nd edition) , Oxford University Press, Kuala Lumpur.
- ・ Song, Ong Siang,1984, *One Hundred Years' History of the Chinese in Singapore*, Oxford University Press, Singapore.
- ・ Tan, Chee Beng,1988, *The Baba of Melaka: Culture and Identity of a Chinese Peranakan Community in Malaysia*, Pelanduk Publication, Petaling Jaya.

華語論文・書籍

- ・ 柯木林主編 (1995)『新華歷史人物列傳』教育出版私營有限公司, 新加坡。
- ・ 李元瑾 (1990)『林文慶的思想 中西文化的匯

流』新加坡亞洲研究學會, 新加坡。

・ —— (2001)『東西文化的撞擊與新華知識分子的三種回應：邱菽園, 林文慶, 宋旺相的比較研究』新加坡國立大學中文系, 八方文化企業公司聯合出版, 新加坡。

日本語論文・書籍

- ・ 明石陽至 (1980)「シンガポール華人改革者林文慶と文化摩擦」(山本達郎・衛藤藩吉監修, 永積昭編『アジアにおける文化摩擦 東南アジアの留学生と民族主義運動』巖南堂書店, pp.105-141)。
- ・ 小野川秀美 (1969)『清末政治思想研究』みすず書房。
- ・ 篠崎香織 (2001)「シンガポールの海峡華人と『追放令』：植民地秩序の構築と現地コミュニティの対応に関する一考察」『東南アジア——歴史と文化——』30, pp.72-97。
- ・ 永積昭 (1890)「東アジアおよび東南アジアに於ける社会進化論の系譜」(山本達郎・衛藤藩吉監修, 永積昭編『アジアにおける文化摩擦 東南アジアの留学生と民族主義運動』巖南堂書店, pp.1-59)。
- ・ 西尾寛治 (2001)「17世紀のムラユ諸国：その構造と諸変化」(『岩波講座東南アジア史3 東南アジア近世の成立』岩波書店, pp.151-177)。
- ・ 弘末雅士 (2004)『東南アジアの港市世界』岩波書店。
- ・ 丸尾常喜 (1993)『魯迅：「人」「鬼」の葛藤』岩波書店。
- ・ 山本信人 (1995)「リム・ブーンケンによる『近代的中国人』の創造——『進歩』の時代における初期南洋華人ナショナリズム研究試論——」『法学研究』68 (5), pp.27-66。
- ・ 吉澤誠一郎 (2003)『愛国主義の創成 ナショナリズムから近代中国をみる』岩波書店。
- ・ 劉香織 (1990)『断髮 近代東アジアの文化衝突』朝日選書397, 朝日新聞社。